平成23年度	期間進行基準を採用した業務に係る分	労務管理業務等	23,119	○期間進行基準を採用する業務については、上記業務達成基準と同様の理由により運営費交付金債務として翌事業年度に繰越したものであり、翌事業年度で収益化する予定である。
		給与支給業務等	4,305	
		福利厚生業務等	3,853	
		法人共通	—	
		小計	31,277	
	費用進行基準を採用した業務に係る分	労務管理業務等	—	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
		給与支給業務等	—	
		福利厚生業務等	—	
		法人共通	—	
		小計	—	
	計		31,277	

（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高			残高の発生理由及び収益化等の計画
		業務等区分	金額	
平成24年度	業務達成基準を採用した業務に係る分	労務管理業務等	—	—（該当なし）
		給与支給業務等	—	
		福利厚生業務等	—	
		法人共通	—	
		小計	—	
	期間進行基準を採用した業務に係る分	労務管理業務等	8,105	○期間進行基準を採用する業務については、上記業務達成基準と同様の理由により運営費交付金債務として翌事業年度に繰越したものであり、翌事業年度で収益化する予定である。
		給与支給業務等	13,252	
		福利厚生業務等	10,603	
		法人共通	—	
		小計	31,960	
	費用進行基準を採用した業務に係る分	労務管理業務等	—	—（費用進行基準を採用した業務は無い）
		給与支給業務等	—	
		福利厚生業務等	—	
		法人共通	—	
		小計	—	
	計		31,960	

（単位：円）

交付年度	運営費交付金債務残高			残高の発生理由及び収益化等の計画
		業務等区分	金額	
	業務達成基準を採用した業務に係る分	労務管理業務等	—	○業務達成基準を採用する業務については、来年度以降の費用である前払費用及びたな卸資産を、今年度において収益化ができないため運営費交付金債務として翌事業年度に繰越したもの。 ○翌事業年度において計画どおりの成果を達成できる見込みであり、翌事業年度で収益化する予定である。
		給与支給業務等	—	
		福利厚生業務等	6,343,077	
		法人共通	5,431,680	
		小計	11,774,757	